

第 6 1 回 価格調査評価監視委員会 開催結果報告

このほど第 61 回（2019 年度第 2 回）価格調査評価監視委員会が開催されましたので議事概要について報告いたします。本委員会は、経済調査会の調査基準、調査実施状況、調査結果等の妥当性、透明性について外部有識者が評価、監視するものです。

[議事概要]

開催日時	2019 年 7 月 25 日（14 時 55 分～16 時 50 分）
開催場所	一般財団法人 経済調査会 会議室
出席委員	木下昌，小林誠治（委員長），小林康昭，榊原渉，塩田克彦，關豊（五十音順）
議 題	1. 前回委員会議事録（案）の承認 2. 事例審議 （1）自主調査：移動式クレーン作業料金（クローラクレーン）（関東） （2）受託調査：砂（海砂）（尾道糸崎港）

[議事要旨]

議 題 ・ 質 問	説 明 ・ 答 弁
1. 前回（第 60 回）委員会議事録（案）の承認 2. 事例審議 （1）自主調査「積算資料」8 月号より、移動式クレーン作業料金（クローラクレーン）（関東）について審議。	○ 事前に配布した議事録（案）について確認、承認された。
○ 輸送に係る燃料油脂費は作業料金に含まないことについて、例えば別途でどの費目に計上となるかなど、資料の中でもう少し詳しい説明があるとわかりやすい。	○ 資料の作成においては留意したい。
○ 月極料金の保証日数について、働き方改革による土日閉所での稼働日数が減る動きへの対応は進んでいるのか。	○ 現状では実態として 4 週 6 休制による稼働が大勢だが、今後は 4 週 8 休制へ向かうものと見られ、定期的に調査を実施するなかで状況の変化を確認することとしている。

議 題 ・ 質 問	説 明 ・ 答 弁
<ul style="list-style-type: none"> ○ 母集団から調査対象事業所を選定した過程が、資料の中でも整理された形で示されるとわかりやすい。 ○ 調査対象事業所として信頼度が高いという評価は、数量的・定量的に示すことができるのか。 ○ 調査対象事業所を選定する上で、協会への加盟・非加盟は信頼度をはかる要素となるのか。 ○ 協会に加盟していない事業所の情報は、どのようにして把握するのか。 ○ 事業所における機械の稼働状況について、機械の種類毎など詳細に把握することで需給動向の参考となるのではないか。 ○ 調査の対象とするクレーンの規格が異なる場合は、対象事業所は変わるのか。 ○ 母集団は、事業規模や営業エリアの広さなどから絞り込んで設定しても良いのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査対象事業所は機械の保有状況や営業エリアなどを考慮し選定しているが、資料についてはよりわかりやすいものとなるよう留意したい。 ○ 聞き取り調査における相手方の対応や内容と、他の情報との整合性などから総合的に判断しており、数量的・定量的な整理は難しい。 ○ 加盟・非加盟は信頼度に影響しないが、加盟している事業所は協会名簿により保有機械等の把握が容易であるため、候補として検討し易い面はある。 ○ 元請の建設工事業者を対象に実施する、購入・調達実績に関する調査などで得た情報により把握している。 ○ 事業所毎の稼働状況は書面調査において確認しているが、詳細な内訳を求めることは協力度の点で難しさもあるため、検討課題としたい。 ○ 資料ではクローラクレーン100t吊の調査対象事業所を示しており、規格が異なる場合は機械の保有状況の違いにより対象事業所が変わる。 ○ 協会非加盟の事業所は調査を行うなかで営業エリアや機械の保有状況等を把握していることもあり、母集団は把握している事業所の全数としている。
<p data-bbox="199 1758 686 1836">(2) 受託調査「砂(海砂)」(尾道系崎港)について審議。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 代表値の仮決定では、最も頻度の高い取引価格が採用されていないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ (説明) 砂(海砂)の特徴と受託業務の概要を説明した後、調査方法、回収データの状況、調査プロセス、調査結果等を説明。 ○ 工事は複数年同じ場所で継続しており、実際に納入実績のある事業所の取引価格を実例として採用した。

議 題 ・ 質 問	説 明 ・ 答 弁
<p>○ 調査対象事業所の推定シェアはどのように算出しているのか。</p> <p>○ 海砂として見た場合の推定シェアは数字が変わるのか。</p> <p>○ 代表値の仮決定は、推定シェアが高く、同種工事へ納入実績のある事業所の価格を採用したということか。</p> <p>○ 価格採用の根拠となる状況が、もう少し詳しく資料のなかで説明されているとわかりやすい。</p> <p>○ 他県の業者も調査対象に加えているのはどのような理由なのか。</p> <p>○ 他県の業者は見積を辞退しているので、当該工事へ供給する可能性は低いということなのか。</p> <p>.....</p> <p>次回委員会の確認</p>	<p>○ 海砂を専門的に扱う業者のほかに、石材業者が砕石と一緒に敷砂を供給した事例があり、その数量から算出している。</p> <p>○ 石材業者による敷砂も海砂であり、推定シェアの数字は変わらない。</p> <p>○ 前年よりも高い価格で回答した業者が複数あったが、当該工事へ納入実績のある業者の回答には変動がないことから、実勢価格は横ばいと捉えることが妥当と判断した。</p> <p>○ 資料の作成においては留意したい。</p> <p>○ 現場は福山市にあるストックヤードが最も近接するが、山口県や福岡県にも大きなストックヤードがあるので、そちらから海砂が供給される状況があるかを確認するため、他県の業者も選定した。</p> <p>○ そのように捉えている。</p> <p>.....</p> <p>10月25日頃を予定</p>

(文責 価格調査評価監視委員会事務局)

価格調査評価監視委員会規約

(目的)

第1条 一般財団法人経済調査会が実施する資材価格及び工事費(以下「資材価格等」という。)の調査について、その妥当性・透明性を高め、調査の信頼性を向上させることを目的として、第三者による価格調査評価監視委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、理事長の委嘱に基づき、次の事務を行う。

- 一 次の事項について、審議すること。
 - イ 資材価格等の調査基準
 - ロ 調査基準に基づく調査実施状況
 - ハ 資材価格等の調査結果
- 二 前号において、審議の対象とする資材価格等は、定期刊行物掲載価格に係る調査及び受託調査のうちから委員会が選定する。
- 三 その他資材価格等の調査に関して必要と認められる事項について審議すること。

(委員会の委員及び任期)

第3条 委員は、公正中立の立場で審議を適切に行うことのできる学識経験等を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

- 2 委員会は、委員8人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。また委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長が招集し、原則として年に3回開催する。

(審議結果の報告)

第6条 委員会は、第2条により審議の対象となった事項に関し、改善すべき事項があると認めたときは、理事長に対し報告する。

- 2 前項の報告及びそれにもとづく改善措置は、その内容を公表する。
- 3 委員会の審議結果は、委員会開催後、国土交通省に報告するものとする。

(委員会の意見等の聴取)

第7条 委員会は、第2条の事務を行うにあたり、必要に応じて委員以外の者から意見等を聴取することができる。

(秘密を守る義務)

第8条 委員は、第2条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、一般財団法人経済調査会価格調査評価監視委員会事務局に置く。

附則

この規約は、平成15年10月29日から施行する。
この規約は、平成24年7月27日から改定施行する。
この規約は、平成28年4月20日から改定施行する。
この規約は、平成29年4月21日から改定施行する。

価格調査評価監視委員会委員名簿（五十音順）

木下 昌	公認会計士 木下昌事務所 公認会計士・税理士
小林 誠治	(一財)公会計研究協会 参与
小林 康昭	足利大学 客員研究員 工学博士
榊原 涉	(株)野村総合研究所 コンサルティング事業本部 グローバルインフラコンサルティング部長/上席コンサルタント
塩田 克彦	(株)NTTファシリティーズ エンジニアリング&コンストラクション事業本部 コンストラクションマネジメント部部长 (公社)日本建築積算協会顧問
關 豊	JR東日本コンサルタンツ (株) 工学博士